

## 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）

令和6年5月30日

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議

### 第1 はじめに

- 1 国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争について、紛争の一方当事者国の裁判権に一方的に服することなく、契約当事者が選択に関与できる仲裁人の判断により紛争解決を図るという私的自治を尊重したフェア（公平・公正）な法的紛争解決手続である。国際仲裁は、前記の公平性・公正性のほか、ニューヨーク条約等の諸条約により外国における執行が容易であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること、司法の信頼性が低い国における裁判の利用を回避できること等の様々なメリットがあるとされている。

このようなことから、国際仲裁は、国際取引から生ずる法的紛争の解決手続としてグローバルスタンダードとなっており、世界的に利用が進んでいる。

- 2 しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は依然として低調であるため、本連絡会議では、国際仲裁の活性化に向けた方策について検討を行い、平成30年4月25日、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめ（以下「平成30年取りまとめ」という。）、官民一体となり、人材育成、施設整備、意識啓発・広報といった国際仲裁の活性化のための基盤整備に取り組むとともに、最新の国際水準に見合う法制度の整備を検討することとした。

これを受けて、法務省において、令和元年6月から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託して、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や施設の整備等の各施策を包括的に行いながら国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査分析する調査等委託事業を実施したほか、同省及び経済産業省その他関係府省においても、関係団体等と連携・協力の上で、平成30年取りまとめに記載した各種取組を実施した。

また、法制度の整備については、令和2年5月に外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正が行われ、国際仲裁代理の範囲拡大や弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設等がなされたほか、令和5年4月に仲裁法が改正され、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定する最新のモデル法に対応する法制度が整備されるなどの措置が講じられた。

- 3 このような、平成30年取りまとめ以降の関係府省の取組の進展や法的な基盤整備のほか、前記調査等委託事業が令和6年3月末に終了することを踏まえ、これまでの取組を総括するとともに、実務関係者のニーズを踏まえたより効果的な施策を検討するため、令和5年7月、本連絡会議幹事会の下に、民事手続法等の研究者、国際仲裁に携わる法曹実務家及び国際仲裁のユーザーとなる企業関係者を構成員とする「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」（以下「実務研究会」という。）を設置した。

実務研究会においては、国際仲裁活性化の意義・目的や今後の施策の在り方について、計8回にわたって活発な議論が行われ、令和6年1月に報告書が取りまとめられ

た(注)。

- 4 以上の経緯及びこれまでの取組で得られた知見を踏まえ、今後政府が重点的に取り組むべき国際仲裁の活性化に向けた施策を示すものとして、平成30年取りまとめを改定し、本指針を策定する。

(注) 実務研究会では、国際仲裁に関わる実務家、ユーザーとなる企業関係者、国内外の仲裁機関の関係者、学識経験者等計17名からのヒアリング(期日外ヒアリング計4回)を行うなどしながら検討が進められた。

## 第2 国際仲裁の活性化の意義・目的等

### 1 意義・目的

#### (1) 民商事分野における国際的な法の支配の促進

冒頭記載のとおり、国際仲裁は、国際的な契約関係から生じる法的紛争の一方当事者国の裁判権に一方的に服することなく、契約当事者がその選択に関与できる仲裁人の判断に服するという、私的自治を尊重したフェアな法的紛争解決手段であり、これが各国の法や条約に適切な形で支えられて活用されることで、国際的な民商事取引における法の支配が促進されるといえる。

そのため、我が国が、国際社会の中で、民商事分野での法的紛争解決の有力な拠点となるとともに、国際仲裁の普及・利用拡大を図ることは、国際的な法の支配の促進に貢献するという点で重要な意義を有するというべきである。

中でも、アジア地域については、国際仲裁による紛争解決の拠点として国際的に評価される国も一部ある一方で、グローバルなプラクティスと異なる部分を含む仲裁法制や仲裁実務が採用され、裁判所による仲裁判断の執行等の点にも課題を抱える国もあると指摘されている。そのため、アジア地域、とりわけ、日本企業が関わるものも含め国際取引がますます増加することが見込まれる東南アジア地域において、利便性があり、紛争を公平・公正に解決する国際仲裁の普及を図ることは、国際社会における法の支配の促進の上で特に重要である。

このような観点から、我が国が国際仲裁の活性化に取り組む意義・目的については、まずは、主としてアジア地域(特に東南アジア地域)を念頭に置きつつ、民商事分野における国際的な法の支配の促進を図る点にあると捉えるべきである。

#### (2) 日本企業の海外進出・対日投資の呼び込みへの寄与

我が国において国際仲裁が普及し、また、我が国が国際仲裁による紛争解決の有力な拠点として国際的に認知されることは、日本企業に対し、海外進出する際の紛争解決方法の選択肢を与えるとともに、海外企業に対しても、取引から生ずる法的紛争を我が国で解決する選択肢を与え、我が国に対する国際的信用が高まることとも相まって、海外企業の我が国への進出を促進することにつながる。

このように、我が国における国際仲裁の活性化は、日本企業の海外進出や海外からの対日投資の呼び込みといった国益にも資すると考えられることから、この点にも国際仲裁の活性化に取り組む意義・目的がある。

### 2 各施策を実施する上で意識すべき点

今後、国際仲裁の活性化に向けた施策を実施する上では、前記1の国際仲裁の活性

化の意義・目的を踏まえることが重要であるが、それに当たっては、次の諸点を意識すべきである。

### **(1) 国内外において国際仲裁を普及させることの重要性**

国際仲裁の活性化を図る上では、我が国はもとより、我が国と密接な経済関係を有するアジア地域（特に東南アジア地域）を中心とした国際社会において、国際仲裁を普及させていくことが重要であり、より具体的には、これらの地域で交わされる国際取引の契約書に、紛争解決条項として仲裁条項がより多く盛り込まれること、中でも、我が国を仲裁地・審問場所とする条項がより多く盛り込まれることの重要性を意識すべきである。

すなわち、紛争解決条項として仲裁条項が盛り込まれる契約が増加することは、国際仲裁の普及、ひいては民商事分野における法の支配の促進を示すものであるし、中でも、我が国を仲裁地・審問場所とする条項が盛り込まれた契約が増加することは、国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価の向上を示すものであり、国内外のユーザーにとって国際仲裁を利用しやすい環境整備が進んでいることを裏付けるものである。

なお、我が国を仲裁地・審問場所として実施される「仲裁件数（申立件数）」は、実務研究会が指摘するように、契約書に仲裁条項が盛り込まれた案件のうち、実際に紛争に発展し、かつ、それら紛争が和解等の他の方法ではなく仲裁によって処理された件数を示すものにすぎず、これらの外部的要因により大きく左右される数値であるから、国際仲裁の活性化に向けた施策を進める上で仲裁件数を重要な指標とするのは適切でない。

### **(2) 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼を得ることの重要性**

我が国が国際社会に対して国際仲裁の魅力を訴求し、その普及を図る上では、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼を獲得することが重要である。

そのためには、まず、我が国が、公平・公正であり、かつ、日本企業のみならず海外企業にとっても利用しやすい、魅力的な国際仲裁のサービスを提供できる拠点となることが重要である。

そして、安定的な法制度及び実務運用に支えられている点を含め、我が国における国際仲裁の魅力を国内外に訴えることによって、日本企業における国際仲裁の認知度を向上させてその利用を促進するとともに、海外ユーザーの認知・評価を得ていくことが肝要である。

さらに、国際社会からの信頼を得る上では、民商事分野に係る国際的なルール形成の場に我が国が積極的に参画し、これに貢献していくことも重要である。こうした取組は、世界の法律家コミュニティにおける我が国のプレゼンスや発言力を高め、我が国の国際仲裁に対する認知度・評価の向上に資するものであるとともに、国際的な法の支配を促進するものであるといえる。

### **(3) 人材育成の重要性**

国際仲裁の活性化に向けた取組を進める上では、国際仲裁の普及の前提として、より多くの法曹実務家が国際仲裁の重要性を理解し、その実践に必要な実務能力を身につけることが重要であるが、そのような人材を育成するにとどまらず、国際仲裁に特に精通し、グローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成にも注力す

べきことに留意する必要がある。

我が国を拠点とし、仲裁人・仲裁代理人としてグローバルに活躍する法曹実務家が増加することは、我が国において国際仲裁の活性化をリードしていく中核的存在が増えることを意味するのみならず、我が国以外の仲裁地・審問場所における仲裁事案において日本企業が国際仲裁を適切かつ効果的に活用することにも資するものといえる。また、これらの人材の裾野が広がることは、国際社会において公平・公正な国際仲裁の実務を普及させるための担い手の増加や、国際的な紛争解決ルール形成への我が国の積極的貢献を支える人材の増加にもつながることから、その育成・確保は極めて重要である。

#### **(4) 国際調停の普及に向けた取組の重要性**

国境を越えた私的自治を尊重したフェアな法的紛争解決手段としては、仲裁人が強制力を伴う判断を行う国際仲裁のほか、当事者双方の合意で解決策を定める国際調停も挙げられる。我が国においても、令和5年4月に調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（いわゆる「調停に関するシンガポール条約」）の実施に関する法律が成立し、同条約は令和6年4月に我が国で発効したところである。

国際的な法の支配の促進の観点からは、国際仲裁に並び立つものとして国際調停の普及を図ることも同様に重要であるため、国際仲裁の普及を図る際には、国際調停の普及に向けた取組も併せて進めるよう留意するべきである（以下、国際仲裁の普及に向けた取組という文脈で「国際仲裁」というときは、国際調停の普及に向けた取組も含む。）。

#### **(5) 長期的視点の重要性**

国際仲裁の活性化が実現したといえるためには、国際的な紛争解決拠点としての我が国の認知度・評価を高めるなどしつつ、国際的な民商事取引を行う国内外の民間企業にその有用性の認識を広め、それら企業の契約実務で仲裁条項の利用が一般的なものとなること等が必要であるところ、これらはいずれも短期的に成果が見込まれる性質のものではなく、息の長い取組を要するものであることから、長期的視点に立ち、各種施策を着実に進めていくことが重要である。

### **第3 今後講じるべき主な施策**

前記第2の国際仲裁の活性化の意義・目的等を踏まえ、今後、関係府省において、関係民間団体と協力・連携し、以下の施策に重点的に取り組む。

#### **1 国内外における周知啓発活動**

- 国内企業・実務家向けの周知啓発を積極的に行う。特に、中小企業の経営層や、中小企業に対して契約法務に関するアドバイスを行う立場の弁護士に対しても、国際仲裁の有用性や、契約書に仲裁条項を盛り込むなどの実務的手法をアナウンスするなどし、我が国の中小企業による国際取引から生ずる法的紛争の解決手段として国際仲裁の有効活用を促すための広報活動を行う。

その際には、戦略的観点から、我が国を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型（販売店契約、ライセンス契約、代理店契約、合併契約等）に関連する企業及び弁護士を対象として重点的に広報活動を実施することも検討する。

また、実務研究会の報告書において、中小企業においては、海外との取引に関し、

契約書に仲裁条項を盛り込むことはもとより、海外企業と契約書を交わすことの重要性すら十分に認知されていないとの指摘があったことも踏まえ、中小企業の海外進出をトータルに支援する観点から、日本貿易振興機構（JETRO）を始めとする関係機関とも連携し、国内企業の海外進出支援のパッケージに組み込む形で国際仲裁のセミナーを実施する。【以上、法、外、経産】

- 海外の企業・実務家向けの周知啓発として、海外の政府機関・仲裁機関・商工会議所、ASEAN事務局その他の国際機関等と連携しつつ、民商事分野における法的紛争解決に関するシンポジウムを開催し、又はこれに参加することで、我が国の国際仲裁についての広報活動を行う。その際には、国際水準を備えた我が国の仲裁法制の内容や、実務運用が質が高く安定的である点を始め、我が国の国際仲裁の魅力について積極的に発信する。

併せて、海外企業の日本子会社やそのインハウス弁護士、外国法事務弁護士等に対し、国際仲裁の活性化に関する我が国の取組内容を紹介し、国際仲裁の利用促進を図る。【以上、法、外、経産、国交】

- 以上のほか、国内外の企業関係者や経済団体、弁護士、各種知財、スポーツ、建設関係団体等に対する仲裁の意義等に関する広報の取組を継続・拡大する。【法、外、知財、スポ庁、経産、特許、国交】

## 2 国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上のための取組

- 我が国が国内外の幅広いユーザーから利用しやすい国際的な仲裁拠点として認知・評価されるためには、我が国に国際的に評価の高い仲裁機関が存在していることが重要である。実際、海外の著名な仲裁機関においては、当該仲裁機関において行われる仲裁手続の安定性・信頼性を向上させるため、国際的に信頼性の高い著名な仲裁実務家を組織の意思決定に参画させるなど、国際的な評価を高めるための様々な取組が行われている。

この点を踏まえ、我が国を拠点とする代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）等の国際的な認知度や評価の向上のため、政府から独立した民間団体であるという仲裁機関の特性に留意しつつ、海外向けシンポジウムの開催など、海外ユーザー等に対してJCAA等の認知度・評価を向上させるための取組を必要に応じ実施する。また、JCAA等が国際的な認知度・評価を高めるための組織体制の強化や海外仲裁機関その他の仲裁関連団体との連携等を行うことに関しては、その要請に応じ、適切な支援策を検討する。

【法、外、知財、スポ庁、経産、特許、国交】

- 我が国の仲裁地としての魅力を発信するため、国内外のユーザー、仲裁実務家、仲裁機関・仲裁関連団体等が集う国際仲裁イベントの開催を支援する。【法、経産】
- 我が国の国際仲裁実務が公平・公正に行われるためには、仲裁判断の執行等の場面で、我が国の裁判所が仲裁関係事件の手続を円滑かつ適切に運用することも重要となるため、裁判所に対して適切な情報提供を引き続き行う。【法】
- 国際的な法の支配を促進するために、法的紛争解決分野における我が国の国際的プレゼンスを高め、国際仲裁を含む我が国の民商事法制度に対する信頼向上に資するとの観点からも、UNCITRAL等の国際機関における国際的な紛争解決等のルール形成の場に積極的に参画する。【法、外】

### 3 人材育成

- 国際仲裁の利用拡大を図る基盤となる人材を育成するとともに、長期的に国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る人材を育成するために、まずは、大学や法科大学院の学生、司法修習生等の若年層を広く対象として各種教育等の活動（法科大学院における仲裁関係の授業の提供、国際仲裁に関する選択型実務修習プログラムの実施を含む。）を行う。併せて、実務家層を対象に、海外の人材育成に関する仲裁関連団体等と連携の上で、専門的なトレーニングプログラムを受講するための環境の整備を行うなどして、コモンローの法体系や国際標準に則した国際仲裁の実務に精通し、英語での法律実務に長けた人材の育成を図る。【法、知財、スポ庁、経産、特許、国交】
- 国際仲裁と国際調停の連携・相互利用が世界的に進められていることや、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（シンガポール条約）が令和6年4月1日に我が国で発効したことを踏まえ、各種教育等の活動をすることにより、国際調停の実務（国際仲裁と国際調停の連携を含む。）にも精通した人材の育成を図る。【法、知財、スポ庁、経産、特許、国交】
- 知財、スポーツ、建設等の各専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の取組を行う。【法、経産、知財、スポ庁、特許、国交】

### 4 仲裁専用施設の整備

仲裁専用施設の整備については、長期的視点に立ち、我が国における仲裁専用施設の安定的な確保の実現に向けて引き続き検討を進める。

その検討に当たっては、前記調査等委託事業の一環として東京都虎ノ門に開設した専用施設の運営状況、同施設の運営終了後の仲裁専用施設に対するニーズや、民間の仲裁専用施設の開設状況等を十分に踏まえることはもとより、仲裁専用施設を持続可能な形で運営していくための官民の負担の適切なバランスや、運営体制・仕組みの在り方、主なユーザーである経済界の理解や支援の在り方、広報・意識啓発や人材育成等のソフト面での基盤整備との間での国のリソースの効果的な配分の在り方、仲裁機関と仲裁専用施設運営主体の関係なども考慮する。【法、外、知財、スポ庁、経産、特許、国交】

## 第4 実施体制・官民連携の在り方

国際仲裁の活性化に向けた取組を効果的に進めるに当たっては、国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう十分留意しつつも、これまで以上に官民の関係機関が緊密に連携・協力する体制を構築する。

そこで、国と、法曹界（日本弁護士連合会等）、経済界・経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、各地の商工会・商工会議所、JETRO等を含む。）、在外公館や国際機関（UNCITRAL、ASEAN事務局等を含む。）及び各種の仲裁調停機関・仲裁調停関連団体（公益社団法人日本仲裁人協会、JIDRC、京都国際調停センター〔JIMC〕等）との間の連携を図るため、法務省、外務省、経済産業省その他の関係府省は、それぞれの関係機関・団体との間の連携について適切なリーダーシップを発揮すべきことに留意しながら各種施策に取り組むものとする。

## **第5 情報収集等**

関係各府省庁は、引き続き、上記各施策の実施のため有益な国内外における各種情報の収集・把握等に務める。